

地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)の概要

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～」(平成22年10月8日閣議決定)において、「新たな交付金を創設し、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野(地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり)に対する地方の取組を支援する」とされたことを踏まえ、平成22年度補正予算において、地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)を創設。

1 平成22年度補正予算計上額 1000億円

2 所管 内閣府地域活性化推進室 ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された地方単独事業の所要経費及び国庫補助事業の地方負担分の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 外形基準に基づいて、総額のうち、500億円につき第一次交付限度額を設定。残りの500億円は(2)の合計額が第一次交付限度額を超える地方公共団体であって、本対策の趣旨に沿った、効果が高いと認められる事業を実施しようとするものに配分

4 用途 実施計画に掲載された、以下の分野に対する取組

(1) 地方消費者行政

(2) DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援

(3) 知の地域づくり

(平成22年10月8日以降に地方公共団体の予算に計上され実施される事業に限る。)

・地方単独事業

・国庫補助事業の地方負担分(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

※一定の条件の下、一部を基金に積み立て、平成23年度以降の地方単独事業の財源とすることも可。